

神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成21年 4 月13日

告示第14号

神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成18年神戸町訓令甲第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、建築物等の耐震性向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、神戸町の区域内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対して必要な経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、神戸町補助金等交付規則（昭和54年神戸町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1） 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- （2） 木造住宅 旧基準建築物で、木造の1戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法によるものをいう。
- （3） 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号に定める建築物をいう。
- （4） 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物をいう。
- （5） 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱に基づき、県が主催又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者
- (2) 工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住している者
- (3) 町税、使用料及び負担金、その他町の徴収金について滞納していない者（当該世帯構成員を含む。）

(補助金交付対象事業)

第3条の2 補助金の交付対象事業は、次の各号に定める事業とする。ただし、岐阜県及び神戸町が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を受けている事業を除くものとする。

(1) 建築物耐震診断事業

ア 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について、実施される耐震診断であること。

イ 建築物の所有者（特段の事由により所有者が実施できない場合は、町長が適当と認める者。以下「所有者等」という。）が実施する耐震診断であること。

ウ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。

エ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく耐震診断であること。

オ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関に諮られたものであること。

(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

ア 木造住宅の所有者等が実施する耐震補強工事（増築及び改修を伴うものを含む。）であること。

イ 一般財団法人日本建築防災協会又は事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」

等」（以下「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震補強に関する設計及び工事監理を実施する耐震補強工事であること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

（ア） 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震補強工事であること。

（イ） 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強工事であること。地震時の転倒の恐れのある家具等がある場合にあっては、耐震補強工事に併せて転倒防止策を実施すること。

（３） 特定建築物耐震補強工事

ア 特定建築物又は緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が実施する耐震補強工事であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士が、耐震補強に関する設計及び工事監理を実施する耐震補強工事であること。

ウ 第1号エに定める耐震診断の結果、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全耐震基準」という。）に適合しない場合に、安全耐震基準に適合するための耐震補強工事であること。

エ 特定建築物にあっては、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

オ 緊急輸送道路沿道建築物にあっては、次の要件に適合すること。

（ア） 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園、保育所にあっては500平方メートル）以上であり、かつ、原則として地階をのぞく階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

(イ) 構造が耐震上著しく危険であると認められるもの又は劣化が進んでおりそのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

カ 第1号に定める事業を実施し、補助金の交付を受けた建築物であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物耐震診断事業

ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を含めない。以下同じ。）

は、1戸建ての住宅については1戸当たり13万6000円を限度とし、1戸建て住宅以外の建築物については次に定める費用、かつ、1棟当たり150万円を限度とする。

(ア) 床面積1,000平方メートル未満の部分は1平方メートル当たりの単価3,670円以内

(イ) 床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たりの単価1,570円以内

(ウ) 床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たりの単価1,050円以内

イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

ア 木造住宅に係る事業に要する費用は、第3条の2第1項第2号ウ（ア）の工事にあつては1戸あたり200万円、第3条の2第1項第2号ウ（イ）の工事にあつては1戸あたり150万円を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 補助金の額は、第3条の2第1項第2号ウ（ア）の工事にあつては事業に要する費用の100分の100の額又は200万円のいずれか低い額、第3条の2第1項第2号ウ（イ）の工事にあつては事業に要する費用の100分の100の額又は150万円のいずれか低い額から1,000円未満の端数を切り捨

てた額及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とする。

（3） 特定建築物耐震補強工事

ア 特定建築物の事業に要する費用は、建築物の耐震補強に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価8万3,800円を乗じ、更に0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価5万1,200円を乗じ、更に0.23を乗じて得た額を限度とする。

イ 緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価5万1,200円を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価8万3,800円を乗じた額を限度とする。

ウ 補助金の額は、特定建築物の事業に要する費用（アの限度額）以内又は緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用（イの限度額）の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 第1項第2号イの補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付するものとする。

（実施計画書及び承諾書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に耐震診断にあつては建築物耐震診断事業実施計画書（様式第1号）により、木造住宅に係る耐震補強工事にあつては木造住宅耐震補強工事実施計画書（様式第2号の1）により、特定建築物耐震補強工事にあつては特定建築物耐震補強工事実施計画書（様式第2号の2）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その計画が本要綱に適合していることを認めたときは、建築物等耐震化促進事業実施承諾書（様式第3号）を速やかに申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更等)

第6条 前条第2項の規定による承諾を得た者（以下「補助対象者」という。）

は、計画の内容を変更又は中止をしようとするときは、建築物等耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書（様式第4号）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 町長は、計画の変更又は中止の内容が本要綱に適合していると認めたときは、建築物等耐震化促進事業実施計画変更・中止承諾書（様式第5号）を、速やかに補助対象者に交付するものとする。

(完了報告及び補助金交付申請)

第7条 補助対象者は、事業が完了したときは、耐震診断にあつては建築物耐震診断事業完了報告書（様式第6号）を、耐震補強工事にあつては耐震補強工事完了報告書（様式第7号）を、建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書（様式第8号）とともに、速やかに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による完了報告書及び申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の決定後、建築物等耐震化促進事業費補助金交付請求書（様式第10号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、建築物等耐震化促進事業費補助金交付取消通知書（様式第11号）により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理している申請については、なお従前の例による。

別表（第3条の2関係）

構造	規模・階数・用途
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	次のいずれかに該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m²以下 ・地上階数 2以下 ・1戸建て住宅
木造	次のいずれにも該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m²以下（平屋建てを除く。） ・高さ 13m以下 ・軒の高さ 9m以下 ・階数 2以下

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

建築物耐震診断事業実施計画書

私は、建築物耐震診断事業を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。
なお、提出するにあたり、同要綱に定める対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、神戸町長が課税台帳、住民基本台帳等に照合を行うことに同意します。

記

耐震診断事業名		建築物耐震診断事業		□耐震診断	
建築物所有者	住 所				
	氏 名				
建築物の概要	所 在 地	安八郡神戸町大字			
	用 途		建築年月	年 月	
	構 造	造	階 数		
	延べ面積	m ²	住宅以外の面積	m ²	
	設計図書	有（確認済証・構造図・構造計算書・その他（ ））・無			
耐震診断または構造再計算を依頼する者	住 所				
	氏 名		電 話		
	資 格	()建築士()登録 第 号			
		建築設計事務所名			
		()知事登録 第 号			
その他資格等：					
耐震診断等実施時期		年 月 ～ 年 月			

- ※ 添付書類
- ☐ (1)耐震診断又は構造再計算に要する費用の「見積書」の写し
 - ☐ (2)建築(増築等を含む。)時期、所有者の確認できる書類(固定資産税家屋証明書・建築確認通知・登記済証等)
 - ☐ (3)耐震診断者の資格者証等の写し
 - ☐ (4)納税証明書(完納証明書)
 - ☐ (5)位置図(付近の見取図 住宅地図の写し等)
 - ☐ (6)その他必要と認める書類

※注 不要な箇所は、＝線で末梢すること。

様式第2号の1(第5条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

木造住宅耐震補強工事実施計画書

私は、木造住宅耐震補強工事を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。
なお、提出するにあたり、同要綱に定める対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、神戸町長が課税台帳、住民基本台帳等に照合を行うことに同意します。

記

住宅の所在地	安八郡神戸町大字			
建築物の所有者	住所			
	氏名			
建築年月	年 月	建築物の用途		
構造・規模・延べ面積	造 階建 m ²			
長屋建、共同住宅の場合、居住者承諾	居住世帯数() 承諾(有・無)			
耐震診断を実施した岐阜県木造住宅耐震相談士	登録番号		氏 名	
耐震診断の実施年月日	年 月 日			
耐震診断の結果	建物評点		最低評点の項目	
耐震補強の設計・工事監理を実施する岐阜県木造住宅耐震相談士	登録番号		氏 名	
耐震補強工事後の建物評点又は総合評点				
耐震補強工事実施時期	年 月 ～ 年 月			

※ 添付書類

- ☐ (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（耐震判定書を含む。）
- ☐ (2) 耐震補強の設計・工事監理を実施する建築士の資格者証等の写し
- ☐ (3) 耐震補強工事の補強計画図面（補強計画前後）
- ☐ (4) 耐震補強工事費の内訳書の写し（工事種別ごとに表現し、一式計上は極力避けること。）
- ☐ (5) 耐震補強工事後の評点を確認できる計算書
- ☐ (6) 家具転倒防止対策に係る実施計画説明書（様式任意）
- ☐ (7) 納税証明書（完納証明書）
- ☐ (8) 建築（増築等を含む。）時期、所有者の確認できる書類（固定資産税家屋証明書・建築確認通知・登記済証等）
- ☐ (9) 位置図（付近見取図 住宅地図の写し等）
- ☐ (10) その他必要と認める書類

注1 不要な箇所は、＝線で末梢すること。
注2 添付書類(6)は木造住宅の補強後評点0.7の場合に添付すること。
注3 添付資料(7)(8)は神戸町の木造住宅耐震診断事業を利用して診断を実施している場合、添付を要しない。

様式第2号の2(第5条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

特定建築物耐震補強工事実施計画書

私は、特定建築物耐震補強工事を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。
なお、提出するにあたり、同要綱に定める対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、神戸町長が課税台帳、住民基本台帳等に照合を行うことに同意します。

記

建築物の所在地	安八郡神戸町大字		
建築物の所有者	住所		
	氏名		
建築年月	年 月	建築物の用途	
構造・規模・延べ面積	造 階建 m ²		
長屋建、共同住宅の場合、居住者承諾	居住世帯数() 承諾(有・無)		
耐震診断実施年月日	年 月 日		
耐震診断を実施した建築士	()建築士()登録第 号 氏名		
	()知事登録 第 号 建築事務所名 事務所所在地 電話		
補強計画の作成・工事監理を実施する建築士	()建築士()登録第 号 氏名		
	()知事登録 第 号 建築事務所名 事務所所在地 電話		
耐震補強前の評点(Is値)			
耐震補強後の評点(Is値)			
耐震補強工事実施時期	年 月 ～ 年 月		

※ 添付書類

- ☐ (1)耐震診断結果又は構造再計算報告書の写し（耐震判定書を含む。）
- ☐ (2)耐震補強工事の補強計算図面（補強計画前後）
- ☐ (3)耐震補強工事費の内訳書の写し（工事種別ごとに表現し、一式計上は極力避けること。）
- ☐ (4)耐震補強工事後の評点が確認できる計算書
- ☐ (5)納税証明書（完納証明書）
- ☐ (6)建築（増築等を含む。）時期、所有者の確認できる書類（建築確認通知等）
- ☐ (7)耐震補強設計・工事監理を実施する建築士の資格者証等の写し
- ☐ (8)その他必要と認める書類

注1 不要な箇所は、＝線で末梢すること。
注2 添付資料(5)(6)は神戸町の耐震診断費補助事業を利用して診断を実施している場合、添付を要しない。

様式第 3 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

神戸町長

建築物等耐震化促進事業実施承諾書

年 月 日付けで、あなたから提出のあった下記建築物に関する建築物等耐震化促進事業に係る実施計画書の内容を審査しましたところ適当と認められますので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 住宅又は建築物の所在地 安八郡神戸町大字
- 2 建築物の用途
- 3 補助事業の名称 ☐ 建築物耐震診断
☐ 木造住宅耐震補強工事
☐ 特定建築物耐震補強工事
- 4 その他 実施計画書記載のとおり

※ 事業の完了後は、速やかに完了報告書及び補助金交付申請書を提出してください。

当該年度内に事業が完了したにもかかわらず、関係書類が提出できない場合や、実施計画書の内容と異なる工事を行った場合、工事監理が適切でない場合などは、補助金の交付が受けられないことがありますので、ご注意ください。

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

建築物等耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書

年 月 日付で承諾されました建築物等耐震化促進事業に係る実施計画について、下記の事項を変更・中止しますので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

補助事業の名称	☐ 建築物耐震診断事業 ☐ 木造住宅耐震補強工事 ☐ 特定建築物耐震補強工事
実施計画承諾番号	年 月 日 第 号
住宅又は建築物の所在地	安八郡神戸町大字
建築年月	年 月
変更・中止の理由	
変更事項	

※ 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 5 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

神戸町長

建築物等耐震化促進事業実施計画変更・中止承諾書

年 月 日付けで、あなたから提出のあった下記建築物に関する建築物等耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書の内容を審査したところ適当と認められますので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 当初承諾書番号 第 号
- 2 当初承諾年月日 年 月 日
- 3 住宅又は建築物の所在地 安八郡神戸町大字
- 4 建築物の用途
- 5 事業の名称 ☐ 建築物耐震診断事業
☐ 木造住宅耐震補強工事
☐ 特定建築物耐震補強工事
- 6 変更・中止理由・事項 実施計画変更・中止届出書記載のとおり

※ 事業の完了後は、速やかに完了報告書及び補助金交付申請書を提出してください。

当該年度内に事業が完了したにもかかわらず、関係書類が提出できない場合や、実施計画書の内容と異なる工事を行った場合、工事監理が適切でない場合などは、補助金の交付が受けられないことがありますので、ご注意ください。

※ 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

建築物耐震診断事業完了報告書

建築物耐震診断事業が完了しましたので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

耐震診断事業名		建築物耐震診断事業		□耐震診断	
実施計画承諾番号		年 月 日		第 号	
建築物所有者	住 所	安八郡神戸町大字			
	氏 名				
建築物の概要	所 在 地	安八郡神戸町大字			
	用 途		建築年月	年 月	
	構 造	造	階 数		
	延べ面積	m ²	住宅以外の面積	m ²	
耐震診断を実施した者	住 所				
	氏 名			電 話	
	資 格	()建築士()登録 第 号			
		建築設計事務所名			
		()知事登録 第 号			
その他資格等：					

※ 添付書類

- ☐ (1)耐震診断の場合は、耐震診断結果報告書の写し
- ☐ (2)耐震診断の結果について、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 3 条の 2 第 1 号オによる専門機関の判定書等の写し
- ☐ (3)耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ☐ (4)その他必要と認める書類

※ 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 7 号(第 7 条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

耐震補強工事完了報告書

耐震補強工事が完了しましたので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

耐震補強工事名		☐ 木造住宅耐震補強工事 ☐ 特定建築物耐震補強工事			
実施計画承諾番号		年 月 日 第 号			
建築物所有者	住 所				
	氏 名				
建築物の概要	所 在 地	安八郡神戸町大字			
	用 途				
	構 造	造	延べ面積	㎡	
	建築年月	年 月	規模	階建	
事業完了年月日		年 月 日			
耐震補強工事実施後の耐震診断の結果		建物評点(Is値)			
補強計画の作成・工事監理を実施した者		()建築士()登録第 号 氏名 ()知事登録 第 号 建築事務所名 事務所所在地 電話			
工事を施工した者		事業所名 建設業の許可 ()第 号 所在地 電話			

※ 添付書類

- ☐ (1) 工事監理者との委託契約書の写し
- ☐ (2) 工事施工者との請負契約書の写し
- ☐ (3) 工事監理の報告書
- ☐ (4) 工事写真(着工前、完成写真を含む)
- ☐ (5) 領収書の写し((1)および(2))
- ☐ (6) 耐震診断結果報告書の写し
- ☐ (7) 耐震補強工事の内容のわかる図面
- ☐ (8) その他必要と認める書類

※ 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

様式第 8 号(第 7 条関係)

年 月 日

神戸町長

様

住所

申請者 氏名

電話番号

建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

建築物等耐震化促進事業を実施しましたので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

- | | | |
|---------------|---|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 事業の名称 | ☐ 建築物耐震診断事業
☐ 木造住宅耐震補強工事
☐ 特定建築物耐震補強工事 | |
| 3 住宅又は建築物の所在地 | 安八郡神戸町大字 | |
| 4 建築物の用途 | | |
| 5 その他 | 別添完了報告書のとおり | |

様式第 9 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

神戸町長

建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、あなた様から申請のあった下記建築物等に関する建築物等耐震化促進事業費補助金について、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額

金 円
- 2 事業の名称

☐ 建築物耐震診断事業

☐ 木造住宅耐震補強工事

☐ 特定建築物耐震補強工事
- 3 住宅又は建築物の所在地

安八郡神戸町大字
- 4 建築物の用途

様式第 10 号(第 9 条関係)

年 月 日

神戸町長 様

住所
請求者 氏名
(申請者) 電話番号

建築物等耐震化促進事業費補助金請求書

神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求額 金 円

補助金の受取方法(口座振込)

振込先金融機関名		銀行		本店
		信用金庫		支店
		信用組合		支所
		農業協同組合		出張所
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

- ※ 請求者と口座名義人は同一人とすること。
※ 不要な箇所は、＝線で抹消すること。

年 月 日

様

神戸町長

建築物等耐震化促進事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付けで提出のありました下記の事業について、虚偽その他不正な手段により補助金の交付申請をされたことが判明しましたので、神戸町建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。また、既に補助金が交付されている場合は、期限内において速やかに返納してください。

記

- 1 事業の名称

☐ 建築物耐震診断事業
☐ 木造住宅耐震補強工事
☐ 特定建築物耐震補強工事
- 2 住宅又は建築物の所在地

安八郡神戸町大字
- 3 建築物等の用途
- 4 建築物等の構造
- 5 補助金交付決定通知日

年 月 日
- 6 補助金の額

円
- 7 返納金の額

円
- 8 返納期限

年 月 日
- 9 取消しの理由

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号の 1（第 5 条関係）

様式第 2 号の 2（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

様式第 8 号（第 7 条関係）

様式第 9 号（第 8 条関係）

様式第10号（第 9 条関係）

様式第11号（第10条関係）